

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度について

沖縄振興特別措置法第93条の規定に基づき、離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備に係る特別償却を行うことができます。

<参考>

対象業種	旅館業(青色申告書を提出する法人又は個人)
対象設備	建物及び附属設備
取得価額	1,000万円超
取得期限	令和4年3月31日
特別償却率	100分の8
時期	用に供した日の属する年

普通償却と特別償却の比較(定額法)

普通償却の場合	1期目	2期目	3期目	…期目	X期目
特別償却の場合	1期目+8%(特別償却)	2期目	3期目	…期目	X-Y期目

※特別償却は、通常の減価償却費の他に制度的に償却が認められるため、新規に取得した減価償却資産を通常よりも早期に費用化できます。